

※印字されている内容に誤りがないか確認し、違う場合は二重線で消し、訂正してご使用ください。

提出日 令和 年 月 日		整理番号	
住 所 (住民税が課税される住所)	フリガナ		
	氏 名		
	個人番号		
電話番号		生年月日	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附日	寄附金額

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	☐
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	☐
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

オンラインワンストップ申請をご利用いただけます。

マイナンバーカードをお持ちの寄附者様は、オンラインワンストップ申請サービスをご利用いただけます。

下の「マイページアクセス用QRコード」からご申請ください。

マイページアクセス用
QRコード



オンラインワンストップ申請の特徴

- ・オンラインのみでワンストップ申請が完了！
- ・申請書や確認書類の提出が不要！
- ・申請後すぐに申請受付が完了！

※オンラインワンストップ申請、または書面でのワンストップ申請、どちらかの方法で申請願います。

※寄附をした年の 翌年1月 日 まで にご提出ください。

⑤ 下のりづけ

最後に中身を入れて⑦⑧⑨のワンプリ

⑦のりしろ

②山折り

⑥のりしろ

①山折り ④山折り

④ 山折り

料金受取人払郵便
富田林

富田林郵便局
承 認

172

差出有効期間
令和8年
3月31日まで
(切手不要)

5 8 4 8 7 9 0
0 0 2

大坂(受取人)

北海道
登川
ユ一
富田
ビ
ジ

ワ登別市
ン別市
スト
ツふる
プは
空と内
02
1の
23
3の
06
9

特例と
申納税

係受付

) 行

[illegible]

その後の状況で
対応しない様、

氏名 (差出人)

住所

④

内容物のチェック欄

- ☐ 申請書
- ☐ 個人番号確認書類 (コピー)
- ☐ 本人確認書類 (コピー)

※ワンストップ特例申請書
※本封筒は普通郵便で
送る際に送料はご負担
ください。の切手は
不要です。

三 係 行

入館確認書類 (コピー)

入館確認書類 (コピー) の送付以外の用途には、使用しないでください。書留郵便の到着確認が必要な方は簡易書留郵便の切手を貼ってください。なお、その際の郵便料は自己負担となりますので、必要な郵便料の切手を貼ってください。

※ワンストップ特例申請書の送付以外の場合や丈夫さに欠けるなど、ご心配な方はご自身で封筒をご用意ください。

※本封筒は普通郵便での郵送となります。

※この封筒が透ける場合があります。

③山折

③山折り

③山折り

③山折り

⑨ ←のりづけ

⑨09L3